

中央学院大学リモートアクセスVPN接続利用細則

(平成16年1月27日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は中央学院大学情報システム利用規程の第10条第6項により、リモートアクセスVPN接続の運用上の取り扱いについて定めたものである。

(管理・運用)

第2条 リモートアクセスVPN接続の管理責任者は情報教育・情報システム運営委員会の委員長とし、実務的な運用は情報システム部情報メディア課が行なう。

(利用目的)

第3条 リモートアクセスVPN接続の利用は、本学における学術研究および教育を目的とする。

(利用資格)

第4条 リモートアクセスVPN接続を利用できる者は、次の各号に定めるものとし、事前に利用申請を必要とする。

- (1) 本学の教職員。
- (2) 本学の学生。
- (3) その他特に情報教育・情報システム運営委員会が適切と認めた者。

(利用申請)

第5条 リモートアクセスVPN接続を利用する者は、所定の「中央学院大学リモートアクセスVPN接続利用申請書」を事務局に提出し、ユーザ名およびパスワードの交付を受けなければならない。

(ユーザ名およびパスワード)

第6条 ユーザ名およびパスワードは、リモートアクセスVPN接続を利用する際に利用者を識別するものである。

- 2 利用者はユーザ名とパスワードの管理に責任を負うものとする。
- 3 利用者は複数のユーザ名の交付を受けることは出来ない。また、一つのユーザ名を複数の利用者で共有することはできない。
- 4 交付されたユーザ名が不要になった場合は、ただちに届け出なければならない。
- 5 ユーザ名は申請年度のみ有効とし、年度を超えて利用する場合は継続申請をしなければならない。

(サービスの中断)

第7条 リモートアクセスVPN接続のサービスは、保守または障害等のために中断される場合がある。

- 2 サービスの中断について、情報教育・情報システム運営委員会および情報システム部情報メディア課は、可能な限り事前に利用者に対して告知するものとする。告知出来ない場合は、事後速やかに報告するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 リモートアクセスVPN接続の利用者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 中央学院大学情報システム利用規程および中央学院大学情報システム利用細則に従うこ

と。

- (2) 第三者にユーザ名を提供してはならない。
- (3) 第三者にパスワードを開示してはならない。
- (4) 本学ネットワークおよび情報システムの運用に支障を及ぼすような行為をしてはならない。
- (5) リモートアクセスVPN接続は利用者の責任で行なうこと。
- (6) リモートアクセスVPN接続により接続された端末は、利用者が責任を持ってコンピュータウイルス対策および不正アクセス対策を行なうこと。

(必要事項の広報)

第9条 リモートアクセスVPN接続に関する告知・報告・必要事項の広報は、文書または電子メールまたは中央学院大学ホームページ(<http://www.cgu.ac.jp>)内にて行なう。利用者は責任を持って確認、閲覧しなければならない。

(利用者の停止)

第10条 中央学院大学情報システム利用規程第9条に基づき、情報教育・情報システム運営委員会は利用者に対して、リモートアクセスVPN接続の利用を停止することができる。

(免責)

第11条 情報教育・情報システム運営委員会は、リモートアクセスVPN接続の利用中に発生した損害に対して、責任を負わないものとする。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改正は、情報教育・情報システム運営委員会と教授会の議を経て、学長が行なう。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成16年1月27日から施行する。
- 2 この細則は、令和5年4月1日に一部改正し、令和5年4月1日から適用する。